平成２５年（フ）第１３３号
北九州市八幡西区小嶺台３丁目12番３―409号
破産者　奥田　和幸
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５５１号
鹿児島県熊毛郡中種子町増田5978番地２
破産者　松元新一郎
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１４１号
北海道苫小牧市沼ノ端中央６丁目１番35―106号、開始決定時の住所北海道苫小牧市沼ノ端中央５丁目２番57―106号
破産者　村山　公美（旧姓井坂）
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第７２号
北海道苫小牧市桜木町１丁目６番８号
破産者　丸山　英雄
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第２号
宮城県仙台市青葉区桜ケ丘７丁目13番31号レオパレス桜ケ丘第７―102、破産手続開始決定時の住所岩手県花巻市下根子535番地
破産者　高橋　好尚
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第１０７号
愛知県西尾市丁田町杢左61番地　サンリバー101号室
破産者　久嶋　義行
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第８４号
愛知県安城市二本木町二本木109番地５Ａ・Ｃｉｔｙ二本木205、住民票上の住所愛知県一宮市木曽川町黒田字北宿二の切256番地２
破産者　佐藤　泰司
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第７１８号
兵庫県尼崎市潮江５丁目４番22―1107号、前住所京都市伏見区両替町２丁目348番地１エグザス伏見305号
破産者　滝田　將文
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３６３号
大阪市阿倍野区帝塚山１丁目10―８―410、住民票上の住所和歌山県橋本市古佐田２丁目３番８号
破産者　上田昌義こと　上田　政博
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３７号
和歌山市六十谷175番地の36
破産者　上田　重弥
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４８号
広島県安芸高田市甲田町深瀬1002番地４
破産者　中川美穂子
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２５年（フ）第４０号
愛媛県宇和島市光満乙276番地
破産者　兵頭　裕介
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２５年（フ）第４４０号
熊本市西区横手１丁目６番11号　未来ハイツ１・102号
破産者　江里口牧太
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１５０号
宮崎市橘通東５丁目１番19号　Ｔ－５ビル402号
破産者　坂元　政洋
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

免責許可決定

平成２５年（フ）第１８７号
兵庫県明石市松が丘１丁目１番４―91号
破産者　鮫島　　敏
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第１９３号
兵庫県明石市二見町西二見376番地の１　市住２棟501号、前住所兵庫県明石市二見町東二見1180番地　市住38号
破産者　山脇　和枝
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第１９６号
兵庫県明石市大久保町高丘３丁目１番地の２34棟206号
破産者　田中美智子
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第１０１号
鳥取県鳥取市商栄町115番地６　ウィンディハウス303号、旧住所鳥取県鳥取市西町２丁目102番地　フロイントビル303号
破産者　長谷　充康
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部